

様式第 19 号(第 4 条関係)

確 約 書

年 月 日

南丹市長 様

住 所
事業者
氏 名 ⑤

南丹市 地内における開発行為について、貴市による同意を受けるに当たり、下記のことを確約いたします。

記

1 当該開発区域の公共、公益施設用地で南丹市に用地帰属又は寄附するものについては、開発行為に関する工事検査済証交付の日から 3 箇月以内に、事業者の負担により、南丹市に用地帰属又は寄附いたします。

また、市による開発行為完了検査の日までに次の書類(各 2 部)を提出いたします。

- (1) 登記承諾書
 - (2) 印鑑登録証明書
 - (3) 代表者事項証明書(法人の場合)
 - (4) 完成図面(上下水道・電柱・ガス管等の位置を記載した平面図及び断面図)
- 2 電柱の建設については、次のとおりといたします。
- (1) 電柱の建設位置については、市と協議の上で決定します。
 - (2) 電柱建設後に、道路舗装を行いその後に開発行為の完了検査を受けるものとします。
 - (3) 電気事業者より市道認定後の市道占用のための関係書類を、開発行為に関する工事検査済証交付の日から 3 箇月以内に提出させます。

3 開発区域内におけるガス設備については、次のとおりといたします。

- (1) 開発区域内におけるガス事業者は次のとおりです。

ガス事業者 住 所
氏 名
電 話

(2) 市道となる道路の地下に埋設する場合は、ガス事業者より市道認定後の市道占用のための関係書類を、開発行為に関する工事検査済証交付の日から3箇月以内に提出します。

4 次の事項については、宅地購入者(入居時)に説明を行い、売買契約書に1項を設けて記載いたします。

(1) 宅地購入者(入居者)は次のことに努め、市の「南丹市美しいまちづくり条例」に基づく良好な住環境保全と増進を図ります。

ア 私有地(購入地)の緑化

イ 道路や側溝の清掃

ウ 河川や水路の水質保護

エ 公共下水道の接続予定地は、雨水を下水道に放流しない。

(2) 宅地購入者(入居者)は、次の施設の日常維持管理補修等を行うことを了承する。

ア 公園(遊具、フェンス等含む。)

イ 不燃焼物置場

ウ 集会所用地及び施設

エ 街灯

オ 集中式浄化槽(公共下水道に接続し、施設が不要となった時は、施設を入居者において清掃・撤去すること。)

カ 下水道施設(管渠及びマンホール。公共下水道に接続し、施設が不要となった時は、原則として施設を入居者において清掃・撤去すること。)

キ 各戸沈澱槽

以上